

狩猟者確保に向けた動画作成事業業務委託仕様書

1 業務の名称

狩猟者確保に向けた動画作成事業業務

2 業務委託の目的

野生鳥獣による被害は、農林業被害のみならず、自然植生被害や市街地への出没による人身被害など、社会的な問題となっている。そのため、狩猟者の確保が喫緊の課題となっているが、高齢化が進み狩猟に携わる人数の減少が見込まれている。

そのため、狩猟の必要性や現状、狩猟者へのインタビュー等、狩猟に興味や関心を持てるような内容の動画を作成し、新たな担い手の確保・育成を図ることを目的とする。については、本事業の動画作成に係る業務を委託する。

3 業務期間

契約締結日～令和4年2月28日(月)

4 業務の詳細

本業務の趣旨を十分に考慮したうえで、下記の内容に係る事業の実施に必要な一切の業務を行うこと。なお、詳細は契約締結後に県と協議のうえ、決定するものとする。

(1) 後述の「掲載内容」を網羅した2種類の映像【①導入編(3分程度)、②本編(15分程度)】を制作する。導入編と本編を1枚のDVDに収録する。

(2) ホームページ上への掲載が可能となるよう、制作したDVDを必要な形式にデータ加工して納品すること。

※PC用データファイル(県ホームページやYouTube等にアップするもの)

(3) ナレーション言語及び字幕文字は日本語とし、専門用語は平易な言葉に置き換えるか、分かり易い説明を簡潔に加えること。

(4) 音楽の挿入や、タレント、アニメキャラクターの活用、地元の風景画像を背景に入れる等により、分かりやすく親しみやすい内容になるよう努めること。

(5) 導入編では、一般県民に対し狩猟の必要性や魅力を感じ、狩猟免許取得のきっかけとなるよう、キャッチコピー等を作成し印象に残りやすく、Instagram等のSNSで活用できるビジュアル的にわかりやすい内容とする。内容は下記のとおりとする。

①狩猟の魅力のアピール(「自然」や「生き物の命に向き合う」ことや「鳥獣保護管理の担い手」としての社会貢献できること等)

②野生鳥獣に関する現状や問題点(狩猟免許所持者の高齢化、個体数の増加による生態系・農林水産業被害、野生鳥獣の市街地出没等)

③狩猟者へのインタビュー(20～30歳代の狩猟者(男女各1名程度)へのインタビュー等)

(6) 本編では、鳥獣捕獲の基本となる鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の内容、狩猟や有害鳥獣捕獲の現状、狩猟免許取得から出猟までの手順、狩猟事故防止について理解を深めるような内容とする。内容は下記のとおりとする。

①狩猟の魅力のアピール(「自然」や「生き物の命に向き合う」ことや「鳥獣保護管理の担い手」としての社会貢献できること等)

②野生鳥獣に関する現状や問題点(狩猟免許所持者の高齢化、個体数の増加による生態系・農林水産業被害、野生鳥獣の市街地出没等)

③狩猟者へのインタビュー(20～30歳代の狩猟者(男女各1名程度)を対象に実施し、狩猟の魅力ややりがいや伝えられるもの等)

- ④狩猟の方法（わなの設置や銃器の使用風景、野生鳥獣のフィールドサイン等）
- ⑤危険防止について（銃器やわなを取り扱うことの危険性や法律で定められた猟期や服装等を遵守する重要性等）
- ⑥狩猟を始めるまでの流れ（「狩猟免許試験の受験→免許取得→狩猟者登録」等のフローを説明する等）
- ⑦認定鳥獣捕獲等事業の紹介（法人として捕獲を行うことができる制度がある紹介等）

(7) 内容については有識者の監修を受けることとし、その経費は委託料に含まれるものとする。

(8) 留意事項

- ・作成する動画の内容等の詳細は委託者と受託者双方で契約後協議し、決定するものとする。
- ・既存映像や静止画データ等を用いるときは、当該使用に係る権利処理は受託者において行うこと。
- ・映像本編の全体構成、シナリオ、ナレーション案を作成した時点で委託者と協議すること。

5 成果品の提出

成果品の規格及び仕様については、概ね次のとおりとするが、詳細は契約締結後に愛媛県と協議のうえ決定するものとする。

また、仮編集が終わった段階で試写を行い、委託者の確認を受けること。

(1) DVDディスク

- ・形式：NTS形式（盤面にタイトル等を記載すること）
- ・規格：HD（アスペクト比16：9）サイズ、カラー
- ・部数：200部（コピーガードは施さない）
- ・ケース：トールケースとし、パッケージにカラーで収録内容が連想できる写真やイラスト等及びタイトルを記載すること。

(2) HP等掲載用データ

- ・形式：WMV形式及びMP4形式の2種類を、ウェブサイトにそのまま掲載可能な形式（形態）でDVDディスクに収録すること。
- ・部数：2部
- ・ケース：簡易なプラケースを使用すること。

(3) その他制作資料

映像編集に伴うシナリオや概要書、編集前の映像素材、ナレーション原稿、著作権目録等一式

(4) 留意事項

- ・電子媒体の提出に当たっては、ウィルスの混入等がないよう十分留意すること。
- ・DVDは、高品質かつ保存に適した高耐久のものを使用すること。

6 著作権等

(1) 受託者は、本契約により作成される成果物に係る一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を納品とともに委託者に譲渡するものとする。

(2) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができない。

(3) 委託者は、著作権法第20条第2項に該当しない場合においても、その他使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

- (4) 当該成果物に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。
- (5) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全ての受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (6) 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、愛媛県と受託者で協議のうえ処理することとする。

7 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 本業務で得られた成果は、原則として委託者に帰属する。
- (2) 本業務に関し、受託者から委託者に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (3) 本業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

8 その他留意事項

- (1) 受託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、愛媛県と緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ愛媛県と協議のうえ処理する。
- (3) 受託者において、上記以外に事業効果のある内容があれば併せて提案することとする。